

プレジャーボートなどの漁港使用について

(平成17年度漁港施設使用許可申請手続きのご案内)

平成17年3月

プレジャーボートなどが漁港を使用するにあたっては、漁港所在地の市町村長の許可を受けることが必要となります。

このご案内は、許可申請する際の申請手続きや留意事項などを取りまとめたものです。

なお、内容で不明な点がありましたら、漁港の所在する市役所・町村役場又は道庁漁港漁村課、支庁水産課へお問い合わせください。

ルールを守って漁港を使用しましょう

漁港管理者 北 海 道

- 1 プレジャーボートなど（ 1 ）が使用できる漁港等
使用できる漁港施設は、指定施設、指示施設で示す岸壁、防波堤、船揚場などの施設です。

1 漁船以外のすべての船舶で、モーターボート、貨物船、観光船、工事用作業船などをいいます。

ただし、水上オートバイ、手こぎボートなどの漁港施設の使用は、漁船などから防波堤などにより見えず衝突の危険が伴うことから、原則としてお断りしています。

なお、動力式ゴムボート（船舶安全法第5条による船舶検査を受け、船舶検査証書及び船舶検査済票の交付を受けているゴムボートに限る。以下同じ。）での使用、移動式クレーンを用いた使用及び寄港による使用については、使用可能な漁港を限定し、その使用を一定条件の基に可能としました。

また、許可申請については、3の「施設使用許可申請にあたっての留意事項」を参照願います。

・これら動力式ゴムボート、移動式クレーン及び寄港による使用が可能な漁港は、北海道のホームページにも掲載いたします。

(<http://www.pref.hokkaido.jp/srinmu/sr-ggson/contents/gyoko/index.htm>)

指定施設

指定施設については、北海道公報により告示しており、新たに使用できる指定施設についてもその都度北海道公報により告示しています。

なお、告示内容に変更等が生じた場合も北海道公報により告示しています。

また、告示の内容等は、北海道のホームページにも掲載しています。

(<http://www.pref.hokkaido.jp/srinmu/sr-ggson/contents/gyoko/index.htm>)

告示する内容は、

- ・使用できる漁港名
- ・使用できる施設
- ・許可隻数 など

です。

指示施設

使用できる漁港施設については、漁港維持運営計画（ 2 ）に登載いたします。

この計画は、沿海各支庁経済部水産課（室）で当該支庁管内分を、道庁水産林務部漁港漁村課で全道分を閲覧できます。

また、プレジャーボートなどが使用できる漁港の所在する市役所・町村役場においても当該市町村分のみ閲覧することができます。

閲覧できる内容は、

- ・使用できる施設
- ・許可（使用）隻数
- ・受入期間 など

です。

2 漁港施設の利用方法等を定めたもので、条例により漁港毎に毎年度定めることとなっています。

この他に、これら 指定施設、 指示施設を一覧表にした「プレジャーボートなどが使用できる漁港」（チラシ）を、各支庁経済部水産課（室）（上川、空知支庁は林務課）、道庁水産林務部漁港漁村課、漁港所在地の各市役所・町村役場に配布するとともに、北海道のホームページにも掲載いたします。

- 2 漁港施設の使用期間

使用期間については、使用料の区分から短期間使用と長期間使用に分類されます。

短期間使用

1日単位又は連続する7日間以内で使用する場合をいいます。

（主に船揚場（斜路）の許可申請をする場合に多く見受けられます。）

長期間使用

短期間使用以外により使用する場合をいいます。

（主として岸壁、防波堤などの許可申請をする場合に多く見受けられます。なお、船揚場「斜路」を長期間使用することも可能です。）

3 施設使用許可申請にあたっての留意事項

1 通の申請書で申請できるのは、1日単位のほか、連続した期間で申請する場合のみです。連続しない日を申請する場合は、各々の使用日について申請書が必要となりますので、ご注意ください。

例 使用日が5月3日から5月5日までと5月18日の場合は、3日から5日までの分の申請書1枚と18日の分の申請書1枚の計2枚の申請書が必要となります。

申請できる期間は、長期間使用の場合1年までです。なお、指示施設については、当該年度内です。

岸壁、防波堤などを長期間使用を希望される方は、船揚場と重複して申請できません。

寄港により施設を使用する場合は、原則として、船員乗員の休憩、燃料、食料などの物資補給及び観光等とし、施設の使用時間は、24時間以内を原則とします。

なお、気象条件、船員の故障及び疾病など事情止むを得ない理由により使用時間を延長しなければならない場合は、漁港所在地の市町村に申し出し、市町村の承認を得なければなりません。また、申し出しようとする日が休日など市町村の閉庁日の場合は、直近の開庁日に申し出するものとし、市町村の承認を得るまでの間は、他の船員の妨げにならないよう施設を使用しなければなりません。

施設の使用を希望される方は、次に示す「許可申請に必要な書類」を使用しようとする日の属する月の前月の1日から15日まで、使用を希望する漁港の所在する市役所・町村役場で受付しておりますので、この期間内に持参するか、郵便により送付してください。

なお、15日が閉庁日の場合は、翌開庁日が期日となります。

また、申請期日（1日から15日）を過ぎて届けられた申請書については、不許可となりますので、ご注意ください。

例 使用日が5月3日から5月5日までの場合、申請書の受付期間は4月1日から4月15日までの間となります。

許可申請に必要な書類

ア 指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式 - 1）

イ 船舶検査証書の写し

ウ 船舶全体を撮影した写真（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）

エ 船舶使用者の海技免状の写し

次の書類については、該当者のみ添付が必要となります。

オ 損害賠償保険に加入している場合

損害賠償保険に係る保険証券の写し

カ 申請者と船舶所有者が異なる場合

申請者が船舶の使用について権利を有していることを証明する書面（船舶所有者の使用承諾書（別紙様式 - 2）、売買契約書など）

キ 使用しようとする漁港の所在する市町村に住所又は居所を有しない者が許可申請する場合

船体管理人選任届（別紙様式 - 3）

（船体管理人選任届は、当該市町村に住所又は居所を有しない者であって、船揚場、船舶保管施設のみを使用しようとする者及び寄港により係留施設を使用する者を除きます。なお、船体管理人は、使用しようとする漁港の所在する市町村に住所又は居所を有していなければなりません。）

ク その他知事が必要と認める書面

・ 遊漁船業の適正化に関する法律第3条の規定により遊漁船業者の登録を受けた者が許可申請する場合

遊漁船業の適正化に関する法律第5条第2項の規定による都道府県知事からの通知書の写し（ただし、同法附則第2条（経過措置）の規定に該当する者を除く。）

遊漁船業の適正化に関する法律については、一部改正され、平成15年4月1日から施行されます。

・ 船揚場（斜路）の許可申請をする方で漁港付近に駐車場を確保した場合「土地駐車場使用承諾書」（別紙様式 - 4）

- ・ 動力式ゴムボートでの許可申請及び移動式クレーンを使用した許可申請の場合
「土地駐車場使用承諾書」(別紙様式 - 4)
- ・ 複数隻を横付けにして使用することを条件として、プレジャーボートなどの使用を可能としている漁港の許可申請をする場合
「船舟横付け施設使用承諾書」(別紙様式 - 5)
- ・ 動力式ゴムボートにより、船揚場(斜路)を使用するため、申請する場合他の船舟から視認しやすい高さ(海面から概ね2メートル以上)に原則としてオレンジ色の旗を掲げ、ゴムボート全体を撮影した写真(ただし、ウの船舟全体を撮影した写真により、旗を掲げていることが明確に確認できる場合は添付は不要です。)
- ・ 移動式クレーンにより、モーターボート等を漁港施設から上下架して使用するため許可申請する場合
クレーンを操作する資格を有していることを証明する修了証又は免許の写し及び玉掛け技能講習を修了していることを証明する修了証の写し(申請者が他の者にクレーンによる上下架を依頼する場合は、「クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書」(別紙様式 - 6)にクレーン及び玉掛けの資格を証明する免許又は修了証の写しを添付してください。)
- ・ 船揚場(斜路)の適正利用を図るため、ボートトレーラーで船揚場(斜路)を利用する場合の車両所有者が確認できる書面(添付様式)を定めましたので、所定の事項を記入のうえ、申請時に提出してください。

2回目以降の申請で、申請先の市町村長から使用許可を受けている実績があり、かつ、当該許可に係る添付書類の内容(使用船舟など)に変更がない場合は、申請書類のうち上記イからクまでの添付書類を当該許可年度内に限り省略することができます。また、ウの写真については、船舶番号や船舶検査済票等に変更があった場合を除き、翌年度以降の申請においてもその添付を省略することができるものとしますが、当該市町村において申請の日から過去一年以上許可実績が無い場合は、添付を必要としますので、あらかじめ申請先の市役所・町村役場にご照会ください。

4 使用者の決定

使用の許可にあたっては、次の審査基準に基づき使用者を決定します。

漁港に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者などから申請があった場合は、許可しません。

使用許可隻数を上回る申請があった場合は、抽選(下記4に該当する申請者を除く。)により使用者を決定します。抽選は公開により行いますので、立ち会いを希望される方は、抽選日などを申請先の市役所・町村役場にお問い合わせください。

損害賠償保険に加入している者など市町村長が認める正当な理由に該当する申請者は、原則、抽選から除かれます。

5 施設使用許可指令書等の交付

許可にあたっては、施設使用許可指令書及び施設使用許可済証(ステッカー)が交付されますので、次の事項を遵守してください。

施設使用許可指令書は、常時船体に備え置いてください。

施設使用許可済証(ステッカー)は、船体の船外から確認しやすい箇所に貼り付けてください。また、漁港内に駐車を認められた方は、ボートトレーラーにも貼り付けてください。

施設使用許可済証(ステッカー)は、使用期間経過後直ちにはがしてください。

6 施設使用許可指令書の交付を受けた者が行う届出

施設使用許可指令書の交付を受けた者は、次に掲げる事項に該当する場合は、市役所・町村役場に届け出なければなりません。なお、船舟の長さ、幅員、喫水、材質又は種類を変更したときは、新たに許可を受けなければなりません。

船舟名又は推進機関の種類若しくは馬力を変更した場合は、速やかに船舟名、推進機関の種類、推進機関の馬力変更届(別紙様式 - 7)により届け出なければなりません。

船舟の廃船などにより北海道が管理する甲種漁港施設を使用しなくなった場合や船舟の長さ、幅員、喫水、材質又は種類を変更し、引き続き漁港施設を使用せず、新たに許可を受けない場合は、速やかに甲種漁港施設使用中止届(別紙様式 - 8)により届け出なければなりません。

使用期間中に施設使用許可指令書又は施設使用許可済証（ステッカー）を亡失又は著しく損傷した場合は、電話などにより申し出て、再交付を受けてください。

7 使用料の納入

使用料は、別に指示する方法により指定期日までに納入してください。万一、指定期日経過後も納入されない場合、許可の取消しを行うことがあるほか、新たな許可申請に対しては、許可されないことがあるので注意してください。

使用料と使用期間について

申請書に記載された「使用期間」により、使用料が算定されることとなりますので、使用する日時を正確に記載してください。

使用料金は、次のとおり短期間使用と長期間使用に区分されています。

なお、料金は、船長と使用日数（期間）により算定しますが、船長のメートル未満の端数は、切上げてメートル単位で計算されます。

長期間使用の料金区分は「 以上 未満」で区分されていますが、この期間の解釈の誤りから使用料金に誤解が生じている事例がありますので、十分に注意してください。（次ページの事例を参考としてください。）

使用期間と使用料金について不明な点がある場合は、使用を希望する漁港所在地の市役所・町村役場及び最寄りの支庁水産課にあらかじめ確認してください。

使用料（抜粋）

短期間使用の場合

1日船長1mあたり105円

（参考）

（単位：円）

使用日数 \ 船長	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m	11 m
1 日	525	630	735	840	945	1,050	1,155
2 日	1,050	1,260	1,470	1,680	1,890	2,100	2,310
3 日	1,575	1,890	2,205	2,520	2,835	3,150	3,465
4 日	2,100	2,520	2,940	3,360	3,780	4,200	4,620
5 日	2,625	3,150	3,675	4,200	4,725	5,250	5,775
6 日	3,150	3,780	4,410	5,040	5,670	6,300	6,930
7 日	3,675	4,410	5,145	5,880	6,615	7,350	8,085

長期間使用の場合（指示施設の使用は、当該年度内です。）

区 分	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
船長1m あたり	800円	2,000円	3,400円	4,700円	5,200円

（参考）

（単位：円）

使用期間 \ 船長	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m	11 m
1月未満	4,000	4,800	5,600	6,400	7,200	8,000	8,800
1月以上3月未満	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000
3月以上6月未満	17,000	20,400	23,800	27,200	30,600	34,000	37,400
6月以上9月未満	23,500	28,200	32,900	37,600	42,300	47,000	51,700
9月以上1年まで	26,000	31,200	36,400	41,600	46,800	52,000	57,200

船舶保管施設用地を使用する場合

1日船長1mあたり5円25銭

(事例) 使用期間の「1月未満」、「1月以上3月未満」の解釈について

Aさんは、B漁港の船揚場を使用するため、C町役場へ4月5日から5月4日までの使用期間で許可申請しました。

Aさんの解釈では4月5日から5月4日までの使用期間なので、長さ4.15m(m未満の端数は切上げて5m)のAさんのボートは「1月未満」の料金(船長1mあたり800円)が適用され、使用料金は、 $800円 \times 5m = 4,000$ 円になるものと解釈していました。

その後、Aさんに対してC町役場から、B漁港の施設使用許可指令書と漁港施設使用料の納入通知書の送付がありました。内容を確認したところ、納入通知書に記載されている使用料の金額が10,000円となっていたため、Aさんは、C町役場へ確認したところ、担当職員から次のような説明を受けました。

(C町役場担当者)『Aさんからの申請は、使用期間が4月5日から5月4日までの申請となっていますので、期間計算上、使用期間はちょうど1月となります。この場合、長期間の料金区分では「1月以上3月未満」の料金(船長1mあたり2,000円)が適用となり、Aさんの申請に基づく使用料金は、 $2,000円 \times 5m = 10,000$ 円となります。』

8 使用日の変更承認(3)

気象条件により許可を受けた漁港施設を使用日に使用できないことが予想される場合には、許可を受けた市役所・町村役場へ使用日の変更承認を使用日の前日(使用日が閉庁日であって、その前日に判断できない場合は、直後の開庁日)に電話などにより申し出ることができます。申し出の際は、変更後の使用日もあわせて申し出てください。

3 使用日の変更承認にあたっての留意事項

許可を受けた市役所・町村役場の承認後でなければ使用できません。

(例)土曜日に、許可を受けていた使用日を翌日の日曜日に変更を希望しても、土曜日は市役所・町村役場が閉庁日のため承認が得られないことから、この場合は翌々日の月曜日に変更を希望し、変更承認が得られた後でなければ使用できません。

使用日の前日(開庁日)又は直後の開庁日に申し出がなかった場合は、使用日の変更は承認しません。

承認にあたっては、駐車場を別に確保していただく場合があります。

9 指定施設又は指示施設の使用にあたっての留意事項

施設使用許可指令書に記載されている遵守事項のほか、次の事項にも十分留意してください。

指定施設又は指示施設以外の施設は使用しないでください。

維持運営計画において指示された事項を遵守してください。

船体は常に自己の責任において適正に管理してください。

漁港付近に駐車場を確保した方は、各自で確保した駐車場に必ず駐車し、漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。

同乗者(遊漁船にあっては、利用者)の車両等の駐車場は、各自で必ず確保し、漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。

台風等荒天が予想される時は速やかに停けい泊状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう注意してください。

監視人、市町村職員、道職員などの指示に従い、秩序ある使用を心がけてください。

10 問い合わせ先

<p>道庁水産林務部漁港漁村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話011-231-4111(内線28・320・321)</p> <p>石狩支庁経済部水産室 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 電話011-231-4111(内線34・663)</p> <p>渡島支庁経済部水産課 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 電話0138-47-9000(内線2617・2618)</p> <p>檜山支庁経済部水産課 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 電話01395-2-1010(内線2641)</p> <p>後志支庁経済部水産課 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話0136-22-1111(内線2617・2618)</p> <p>空知支庁経済部林務課 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 電話0126-23-2231(内線2547)</p> <p>上川支庁経済部林務課 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 電話0166-46-5111(内線2547)</p> <p>留萌支庁経済部水産課 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 電話0164-42-1511(内線2641)</p>	<p>宗谷支庁経済部水産課 〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 電話0162-33-2510(内線2617・2618)</p> <p>網走支庁経済部水産課 〒093-8585 網走市北7条西3丁目 電話0152-44-7171(内線2616)</p> <p>胆振支庁経済部水産課 〒051-8558 室蘭市幸町9番11号 電話0143-22-9131(内線2616)</p> <p>日高支庁経済部水産課 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 電話01462-2-2211(内線2641)</p> <p>十勝支庁経済部水産課 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 電話0155-24-3111(内線2614・2615)</p> <p>釧路支庁経済部水産課 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 電話0154-41-1131(内線2614・2641)</p> <p>根室支庁経済部水産課 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 電話01532-3-6131(内線2641)</p>
--	--

指定（指示）施設使用許可申請書

平成 年 月 日

市町村長 様

〒
申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名

印

電話番号 () -

次のとおり、指定（指示）施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	
船 舟 名	
船舟の長さ、幅員及び喫水、推進機関の種類及び馬力、船舟の材質並びに船舟の種類	
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号等	
使用する漁港施設の名称	
使 用 の 目 的	
使 用 の 期 間	平成 年 月 日（午前（午後） 時）から 平成 年 月 日（午前（午後） 時）まで
船舟使用者の住所及び氏名	
船舟所有者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	

- 注 1 申請者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること
 2 船舟使用者と申請者が同一人の場合、船舟使用者の住所及び氏名欄の記載は不要
 3 船舟所有者と申請者が同一人の場合、船舟所有者の住所及び氏名欄の記載は不要

船舟使用承諾書

平成 年 月 日

市町村長 様

船舟所有者 住 所
氏 名

⑩

私が所有している船舟を次のとおり使用することを、承諾したので証明します。
記

使 用 者 (法人にあっては、その名称及 び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船 舟 名		
船舶番号、船舶 検査済票の番号 又は漁船登録番 号		

注 船舟所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

船体管理人選任届

平成 年 月 日

市町村長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

(船舟名)

船体管理人として、次の者を選任しましたので届け出ます。
記

住 所	
氏 名	(法人にあつては、その名称、代表者の氏名) ㊟
電話番号	() -

- 注 1 申請者が法人にあつては、その名称及び代表者氏名を記載すること
2 船体管理人は、使用希望する漁港の所在する市町村に住所又は居所を有する者であること

土地駐車場使用承諾書

平成 年 月 日

市町村長 様

土地所有者 住 所
氏 名

印

私が所有している土地を駐車場として次のとおり使用することを、承諾したので証明します。
記

土地使用者 (法人にあっては、その名称及 び代表者氏名)	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
土 地 所 在 地		

注 土地所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

船舟横付け施設使用承諾書

平成 年 月 日

市町村長 様

申請者 住 所
氏 名

Ⓔ

私は、複数隻を横付けにして使用することを条件として漁船以外の船舟が使用できるとしている 漁港の指定施設又は指示施設の使用にあたって、その条件及び貴職の指示に従い使用することを承諾します。

なお、万一、使用にあたって第三者に損害等を与えても私の責任において処理し、貴職には一切請求いたしません。

注 申請者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書

平成 年 月 日

市町村長 様

クレーン操作者 住所
氏名

⑩

私は、次のとおりクレーンの操作による船舟の上下架について、依頼を受け、それを承諾したので証明します。

記

依頼者 <small>(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)</small>	住所 氏名	
依頼期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船舟を上下架する 漁港名		
上下架する 船舟名		

注1 クレーン操作の依頼を受けた者が、法人の場合は、「クレーン操作者」の住所、氏名欄にその名称及び代表者氏名を記載するとともに、現にクレーンを操作する者の住所及び氏名を併記すること。

2 クレーンを操作する者がその資格を有していることを証明する修了証又は免許の写し及び玉掛け技能講習を修了していることを証明する修了証の写しを添付すること。

船 舟 名
推進機関の種類 変更届
推進機関の馬力

平成 年 月 日

市町村長 様

届出人 住 所
氏 名

印

船 舟 名

次のとおり、推進機関の種類 を変更したので、北海道漁港管理条例施行規則第 1 3 条第 4 項
推進機関の馬力
の規定により届け出ます。

区 分	変 更 前	変 更 後
船 舟 名		
推進機関の種類		
推進機関の馬力		

注 届出人が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

甲種漁港施設使用中止届

平成 年 月 日

市町村長 様

届出人 住 所
氏 名

⑩

次のとおり、甲種漁港施設の使用を中止したので、北海道漁港管理条例施行規則第13条第5項の規定により届け出ます。

漁港名及び使用した 甲種漁港施設の名称	
使用許可の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
許可の年月日及び番号	平成 年 月 日 記号第 号指令
使用中止年月日	平成 年 月 日
備 考	

注 届出人が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること

(添付様式)

「ボートトレーラーで船揚場(斜路)を利用する場合の車両確認事項」

使用する漁港 漁港		使用の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
車両の種類	メーカー名・車種・色	車両登録番号
牽引車		
トレーラー		